

株主・投資家の皆様へ

第29期 定時株主総会

招集ご通知

および営業のご報告

平成27年4月1日～平成28年3月31日

Seria

証券コード:2782



ごあいさつ



株主・投資家の皆様には、平素、格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

マイナス金利の導入とその経過、原油をはじめとした商品市況の動向を見ておきますと、いったん需給バランスに変化が生じた時、情報が世界中に瞬時に伝わる状況下でありながら、均衡点を見出すことに時間を要し、変化幅も大きいことに、私は不思議な感じを持ちます。

しかし、私たちのビジネスにおいては、価格が100円と一定であっても、需要は、時にはすばやく、時にはゆっくりと変化し続けていることは日々観察されるわけですから、価格変化をとまなう場合の均衡点の探索はさらに難しく、安定しないことは当然かもしれません。

当社は創業来、100円の商品を販売することに集中してまいりました。それは固執ではなく、当社が持つユニークな軸です。一方でそれ以外は、取扱商品も、仕事の仕方もすべて変えてまいりました。

100円の商品の需要を丹念に追求していく。その過程で、価格以外は変わり続ける。こうした当社独自の取り組みが、需要を見出しにくい現下の情勢においても企業価値を高めていくと考えております。

株主・投資家の皆様におかれましては、一層のご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成28年6月

代表取締役社長

河合 映治

CONTENTS

第29期定時株主総会招集ご通知 (添付書類)	02	トピックスほか	34
事業報告	03	TOPICS	34
計算書類	13	議決権行使のご案内	37
監査報告書	23	株主メモ	38
株主総会参考書類	25	株主総会 会場ご案内図	39
議案 第1号議案～第6号議案	25		

株 主 各 位

岐阜県大垣市外濑2丁目38番地

株式会社セリア

代表取締役社長 河合 映 治

第29期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第29期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、**平成28年6月22日(水曜日)午後6時まで**に到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時** 平成28年6月23日(木曜日) 午前10時
- 場 所** 岐阜県大垣市外濑2丁目38番地
当社本店 東棟2階大会議室 (末尾の会場ご案内図をご参照ください)
- 目 的 事 項**

報告事項	第29期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件
決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件
	第2号議案 定款一部変更の件
	第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)4名選任の件
	第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
	第5号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額決定の件
	第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以 上

- 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.seria-group.com>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

【添付書類】

事業報告 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1 会社の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

当事業年度のわが国経済は、設備投資などを中心に国内需要が底堅く推移する一方で、新興国経済減速の影響などから輸出や生産に鈍さが見られ、景気回復の動きは緩やかなものとなりました。先行きについては、良好な水準を維持している企業収益を背景とした設備投資などを中心に緩やかに回復していくことが期待されますが、国際商品市況の下落や新興国経済の減速を背景に世界経済の不確実性は高まっており、予断を許さない状況が続くものと考えられます。

小売業界におきましては、雇用・所得環境の改善が続くもとで、消費者マインドが高まっていくことが期待されますが、価格戦略の巧拙により企業業績にばらつきが見られるようになっており、今後、コスト上昇圧力が継続するもとで企業間格差が拡大する可能性があります。

このような状況のなか当社は、「持続的な出店拡大の基盤を整える」をテーマとして、アウトソーシングを活用しファシリティ・採用業務を再構築したことに加え、2月、広島県福山市に物流拠点の新設し、配送エリアの地域分割を開始するなど、コストバランスを考慮しつつ、機動的な出店と安定した店舗運営を実現する基盤を整備しました。また、POSデータ分析による確実性の高い新商品の導入、欠品対策、持続的な成長の背骨となるブランディングも着実に進めております。

その結果、期末の店舗数は、直営店1,265店、F C店58店の合計1,323店となり、当事業年度の売上高は1,309億83百万円(前期比10.7%増)、経常利益は120億63百万円(前期比13.3%増)、当期純利益は79億51百万円(前期比18.3%増)となりました。部門別売上高の状況は次のとおりであります。

(単位:百万円)

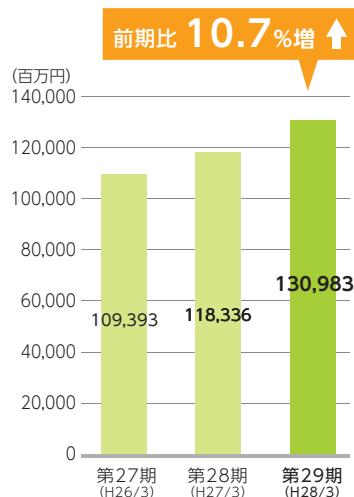
区 分	第28期 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)		第29期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)		前期比
		構成比(%)		構成比(%)	
直 営 店	114,148	96.5	127,237	97.1	11.4%増
F C 店	2,938	2.5	2,543	2.0	13.5%減
そ の 他	1,218	1.0	1,202	0.9	1.3%減
合 計	118,336	100.0	130,983	100.0	10.7%増

(直営店) 直営店部門における新規の出店は、124店舗でありましたが、33店舗を閉店し、売上高は1,272億37百万円(前期比11.4%増)となりました。

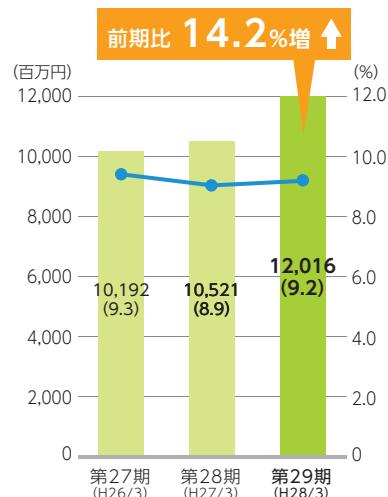
(F C 店) F C店部門では、16店舗を閉店し、売上高は25億43百万円(前期比13.5%減)となりました。

(その他) その他の部門では、海外売上高は増加しましたが、卸売等売上高は減少し、売上高は12億2百万円(前期比1.3%減)となりました。

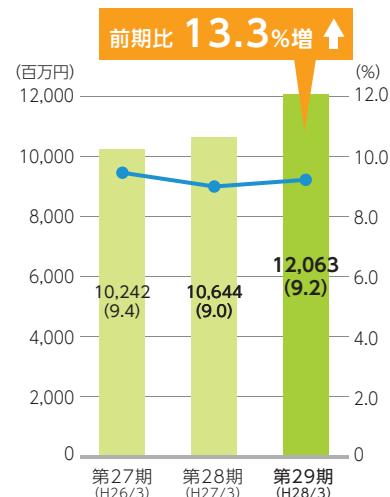
売上高



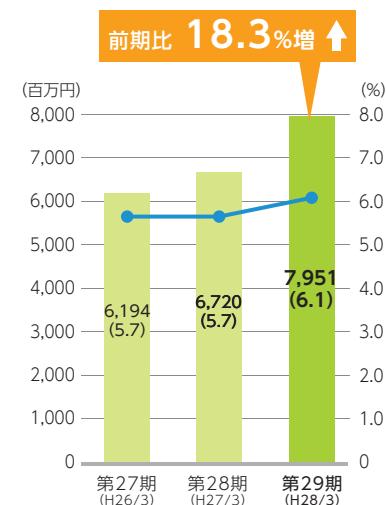
営業利益 ● (営業利益率)



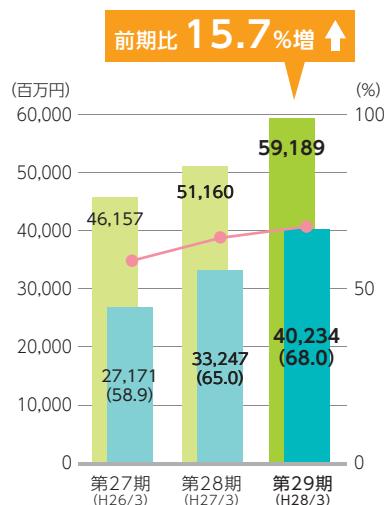
経常利益 ● (経常利益率)



当期純利益 ● (当期純利益率)

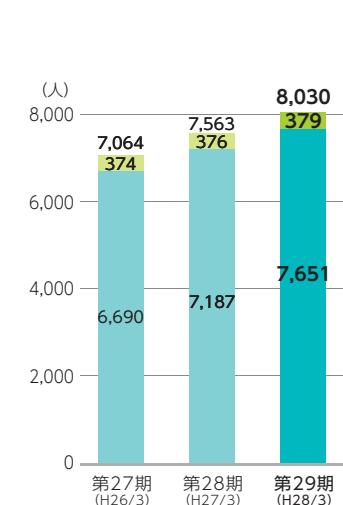


総資産 ■ 純資産 ● (自己資本比率)

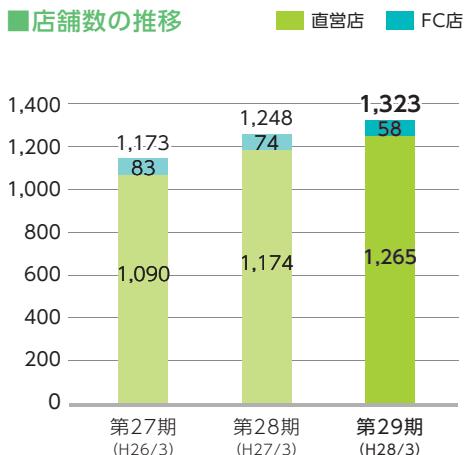


従業員等 ■ パートタイマー

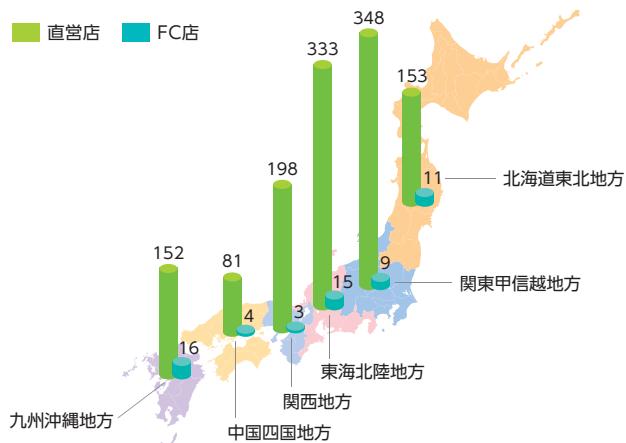
※従業員等は嘱託も含めた人数



■店舗数の推移



■国内店舗分布



2 資金調達の状況

特記すべき資金調達はありません。

3 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は44億88百万円であります。その主なものは、出店等に伴う建物の取得26億17百万円及び差入保証金の差入10億46百万円であります。

4 財産及び損益の状況の推移

(単位:百万円)

区 分	第26期 (平成25年3月期)	第27期 (平成26年3月期)	第28期 (平成27年3月期)	第29期 (平成28年3月期) [当事業年度]
売上高	98,246	109,393	118,336	130,983
経常利益	8,261	10,242	10,644	12,063
当期純利益	4,802	6,194	6,720	7,951
1株当たり当期純利益	126円63銭	163円35銭	177円21銭	209円70銭
総資産	42,253	46,157	51,160	59,189
純資産	21,563	27,171	33,247	40,234
1株当たり純資産	568円66銭	716円54銭	876円77銭	1,061円03銭

5 対処すべき課題

当社は、競争が激化している小売業界にあって、100円ショップという特性から価格競争ではなく、小売の基本的要件である「品質」「品揃え」の改善、向上に経営資源を集中した結果、お客様から価格を含めた信頼とご支持をいただき、今日まで順調に成長を続けられたものと考えております。

一方、均一価格を維持しつつ収益を拡大していくためには、商品市況の変動あるいは商圈の変化等さまざまなリスクに適切に対処しながら、魅力ある商品の開発、買い心地の良いお店づくりにまい進するとともに、業務の効率化を進めていくことが重要と認識しております。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

6 主要な事業内容

日用品雑貨、インテリア小物、食品の販売

7 主要な営業所

本 社 岐阜県大垣市外渕2丁目38番地

営業所 北海道営業所 北海道札幌市 愛知営業所 愛知県一宮市

東北営業所 岩手県盛岡市 中部営業所 岐阜県大垣市

新潟営業所 新潟県新潟市 大阪営業所 大阪府堺市

東京営業所 東京都葛飾区 福岡営業所 福岡県福岡市

静岡営業所 静岡県袋井市

営業店 直営店 1,265店 FC店 58店

(注) 平成28年4月1日より大阪営業所は大阪府大阪市へ移転しております。

8 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
375名	3名増	37.9歳	8.5年

(注) 上記従業員数には、嘱託4名及びパートタイマー7,651名(1日8時間換算期中平均人数)は含まれておりません。

9 企業結合等の状況

子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
賽利亞(上海)国際貿易有限公司	33百万円	100%	日用雑貨品の輸出入

10 主要な借入先の状況

(単位:百万円)

借入先	借入金残高
岐阜県信用農業協同組合連合会	300
株式会社三菱東京UFJ銀行	280
株式会社みずほ銀行	125
三井住友信託銀行株式会社	80
大垣西濃信用金庫	75

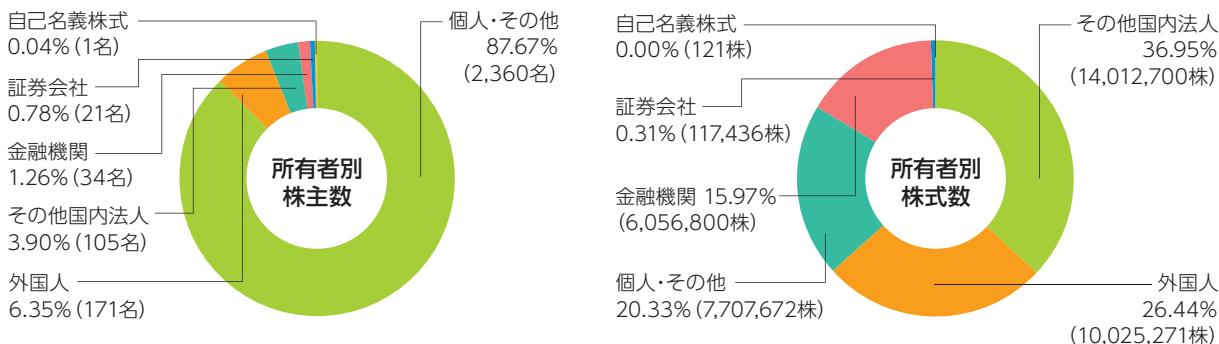
2 会社の株式に関する事項

- 1 発行可能株式総数 100,000,000株
- 2 発行済株式の総数 37,920,000株(自己株式121株を含む)
- 3 株主数 2,692名
- 4 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社ヒロコーポレーション	11,400,000	30.1
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505224	2,650,000	7.0
河合 宏 光	2,020,000	5.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,877,000	4.9
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	1,544,255	4.1
伊藤 二 作	1,500,000	4.0
河合 秋 代	1,060,000	2.8
ジェーピー モルガン チェース バンク 385632	745,400	2.0
株式会社大垣共立銀行	697,500	1.8
ティーエムエイエム ジーオー ジャパン エンゲージメント ファンド	650,300	1.7

(注) 持株比率は自己株式(121株)を控除して計算しております。

■ 株式分布状況



3 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	河 合 映 治		株式会社ヒロコーポレーション 代表取締役社長
常務取締役	岩 間 靖	営業部長	
取締役	田 中 正 弘	商品部長	
取締役	小 林 正 典	経営企画室長	
常勤監査役	中 村 昇		
監査役	鈴 木 祐 人		税理士
監査役	片 岡 憲 明		弁護士

(注) 1. 監査役鈴木祐人氏及び片岡憲明氏は、社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 監査役鈴木祐人氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選定について検討しておりましたが、前期におきましては適切な社外取締役の選定に至らず、当事業年度末日には社外取締役を置いておりませんでした。この度、取締役会の監督機能及びコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的として、会社法改正に伴い、新たな機関設計として認められた「監査等委員会設置会社」に移行し、監査等委員である社外取締役を複数名選任する関連議案を本総会にて上程することにいたしました。

2 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る役員報酬等の総額

区 分	支給人数(名)	報酬等の額(百万円)
取締役	4	216
監査役	3	20
計	7	236

(注) 1. 上記には、使用人兼務取締役の使用人分の報酬は含まれておりません。

2. 株主総会の決議(平成13年6月28日改定)による取締役報酬限度額(使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く)は年額300百万円であり、監査役報酬限度額は年額30百万円です。
3. 上記には、役員退職慰労引当金の繰入額が32百万円(取締役30百万円、監査役2百万円)含まれております。

3 社外役員に関する事項

① 社外役員の子な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
監査役	鈴木祐人	当事業年度開催の取締役会16回のうち全てに、また、監査役会8回のうち全てに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地から、経理内容について発言を行っております。
監査役	片岡憲明	当事業年度開催の取締役会16回のうち全てに、また、監査役会8回のうち全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。

② 当事業年度に係る社外役員の子報酬等の総額

区分	支給人数(名)	報酬等の額(百万円)
社外監査役	2	6

4 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 当事業年度に係る会計監査人の子報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 25百万円
- ② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 25百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の子監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の子監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の子報酬等の額について同意しております。

3 会計監査人の子解任又は不再任の決定の方針

当社では、監査役会が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した時は、会計監査人の子解任する方針です。また、監査役会は、会計監査人の子職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の子解任又は不再任に関する議案の内容を決定する方針です。

5 業務の適正を確保するための体制

1 取締役会における決議の内容の概要

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、同条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項の各号に定める業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、その内容の概要は以下のとおりです。

- ①当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンスに関する委員会の設置、規程、行動規範及び内部通報制度の整備を行う。
- ②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会の職務の執行に係る重要書類の保存期間等を定める規程の整備を行う。
- ③当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理に関する委員会の設置及び規程の整備を行う。
- ④当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の取締役及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われるために、規程の整備を行う。
- ⑤当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びに当社の親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社子会社に関する管理規程の整備を行う。当社グループの財務報告に係る内部統制の文章化及び評価の方針を定める。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
必要に応じて内部監査室が監査役及び監査役会の補佐をする。
- ⑦前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役補助スタッフの当該人事については、取締役からの独立性及び指示の実効性を確保するため、監査役と事前に協議する。
- ⑧当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

当社の監査役への報告体制を以下のとおりに整備する。

- ・当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社取締役、監査役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正もしくは法令・定款違反等について監査役に報告する。使用人は、直属部長に報告し、必要に応じて内部通報制度等を利用し報告する。
- ・当社の監査役が必要と認めた場合、当社の取締役、委員会、使用人、内部通報制度の責任者、子会社の取締役及び子会社の使用人は業務内容等について当社の監査役に報告する。

- ⑨前号の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報制度を積極的かつ安心して活用できるように通報者の保護を定める。
- ⑩監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑪その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役社長、会計監査人及び内部監査室等との連携体制を図るため、適宜に情報及び意見交換を行う。
- ⑫その他
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との一切の関係を持たず、不当な要求には毅然とした態度で臨み、公序良俗に反する行為をしないことを基本方針とし、行動規範及びコンプライアンスガイドラインの整備を行う。

2 運用状況の概要

当社は、「内部統制システムの基本方針」に基づき、次のとおり運用しております。

- ①取締役職務執行の適正性を担保するため、取締役会規程を制定し、法令等に定められた内容や経営上の重要な意思決定事項を決議事項としております。また、その他の意思決定事項について効率的に職務執行を行うため、職務権限規程を制定し、関連部門の審議を経た後、代表取締役の決裁事項としております。以上より、当期の取締役会の開催は16回となりました。
- ②監査役職務の実効性を確保するため、監査役は、監査計画立案時に、会計監査人、内部監査室と双方の計画をすり合わせ、各々の監査を効率的に進められるようにするとともに、結果についても共有し、必要に応じて情報及び意見交換を行い、認識を共有しております。以上より、当期の監査役会の開催は8回となりました。
- ③コンプライアンス体制の整備のため、コンプライアンス規程及び内部通報規程並びに行動規範を策定しております。また、コンプライアンス委員会を運営し、会社業務の遂行上及び役職員の行動上でのコンプライアンス体制の確保、充足を図っております。なお、当期のコンプライアンス委員会の開催は12回（毎月）となりました。
- ④リスク管理体制の整備のため、リスク管理規程を制定しております。また、総務部を中心にリスク管理委員会を運営し、想定されるリスクに対する対応策等を検討しております。なお、当期のリスク管理委員会の開催は12回（毎月）となりました。
- ⑤情報管理体制の整備のため、文書管理規程を制定し、業務執行に係る各種書類の管理保存を行っております。コンピューターを中心とする情報ネットワークに関しても、その運用規程を制定し、適切な管理運用を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率表示については、表示未満を四捨五入しております。

計算書類

貸借対照表

(単位:百万円)

科目	当事業年度 (平成28年3月31日現在)	前事業年度 (ご参考) (平成27年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産	38,892	32,327
現金及び預金	21,487	17,221
売掛金	312	392
商品及び製品	12,365	10,767
前渡金	181	26
前払費用	684	645
繰延税金資産	414	368
預け金	3,437	2,895
その他	8	10
貸倒引当金	△0	△0
固定資産	20,297	18,832
有形固定資産	10,292	9,511
建物	6,691	5,738
構築物	123	123
車両運搬具	4	6
工具、器具及び備品	350	334
土地	940	940
リース資産	2,170	2,364
建設仮勘定	12	2
無形固定資産	163	203
ソフトウェア	137	176
電話加入権	22	22
その他	3	4
投資その他の資産	9,840	9,117
投資有価証券	160	181
関係会社出資金	33	33
長期貸付金	43	36
従業員長期貸付金	—	8
破産更生債権等	0	1
長期前払費用	555	500
前払年金費用	98	84
繰延税金資産	295	275
敷金及び保証金	8,477	7,826
保険積立金	110	99
その他	217	140
貸倒引当金	△154	△71
資産合計	59,189	51,160

(単位:百万円)

科目	当事業年度 (平成28年3月31日現在)	前事業年度 (ご参考) (平成27年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債	15,011	13,586
買掛金	7,210	5,986
1年内返済予定の長期借入金	433	810
リース債務	647	711
未払金	936	769
未払費用	2,059	1,874
未払消費税等	491	1,002
未払法人税等	2,498	1,876
前受金	82	19
預り金	25	26
賞与引当金	579	492
店舗閉鎖損失引当金	9	1
資産除去債務	35	13
その他	0	1
固定負債	3,943	4,326
長期借入金	460	893
リース債務	1,672	1,803
退職給付引当金	190	155
役員退職慰労引当金	150	117
資産除去債務	1,367	1,247
預り保証金	99	106
その他	2	2
負債合計	18,955	17,912
(純資産の部)		
株主資本	40,226	33,222
資本金	1,278	1,278
資本剰余金	1,419	1,419
資本準備金	1,419	1,419
利益剰余金	37,528	30,524
利益準備金	11	11
その他利益剰余金	37,517	30,513
別途積立金	280	280
繰越利益剰余金	37,237	30,233
自己株式	△0	△0
評価・換算差額等	7	24
その他有価証券評価差額金	7	24
純資産合計	40,234	33,247
負債純資産合計	59,189	51,160

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	当事業年度	前事業年度
	(平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	(ご参考) (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)
売上高	130,983	118,336
売上原価	75,480	68,206
売上総利益	55,502	50,129
販売費及び一般管理費	43,486	39,607
営業利益	12,016	10,521
営業外収益		
受取利息・配当金	14	15
保険解約返戻金	—	86
その他	88	87
営業外費用		
支払利息	29	37
その他	26	28
経常利益	12,063	10,644
特別損失		
減損損失	90	90
税引前当期純利益	11,973	10,553
法人税、住民税及び事業税	4,083	3,691
法人税等調整額	△62	142
当期純利益	7,951	6,720

株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,278	1,419	1,419	11	280	30,233	30,524	△0	33,222
当期変動額									
剰余金の配当						△947	△947		△947
当期純利益						7,951	7,951		7,951
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	7,003	7,003	-	7,003
当期末残高	1,278	1,419	1,419	11	280	37,237	37,528	△0	40,226

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	24	24	33,247
当期変動額			
剰余金の配当			△947
当期純利益			7,951
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△16	△16	△16
当期変動額合計	△16	△16	6,986
当期末残高	7	7	40,234

(ご参考) キャッシュ・フロー計算書(要旨)

(単位:百万円)

科 目	当 事 業 年 度 (平成27年4月 1日から 平成28年3月31日まで)	前 事 業 年 度 (平成26年4月 1日から 平成27年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,382	8,711
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,517	△3,387
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,497	△2,858
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	△0
現金及び現金同等物の増減額	4,366	2,465
現金及び現金同等物の期首残高	16,327	13,861
現金及び現金同等物の期末残高	20,693	16,327

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

トピックスほか

個別注記表

1 重要な会計方針に係る事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | | |
|-------------|----------|---|
| その他
有価証券 | ・時価のあるもの | 事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| | ・時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

- | | | |
|-----|------------|--|
| 商 品 | ・本 部 在 庫 品 | 総平均法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| | ・店 舗 在 庫 品 | 売価還元法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |

③ 固定資産の減価償却の方法

- | | | | | | | | | |
|-----------------------|-------|---|----|-------|-----|-------|-----------|-------|
| ①有形固定資産
（リース資産を除く） | 定 率 法 | ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。
なお、主な資産の耐用年数は次のとおりであります。 | | | | | | |
| | | <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>2～38年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>8～20年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>2～15年</td> </tr> </table> | 建物 | 2～38年 | 構築物 | 8～20年 | 工具、器具及び備品 | 2～15年 |
| 建物 | 2～38年 | | | | | | | |
| 構築物 | 8～20年 | | | | | | | |
| 工具、器具及び備品 | 2～15年 | | | | | | | |
| ②無形固定資産
（リース資産を除く） | 定 額 法 | なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 | | | | | | |
| ③リース資産 | 定 額 法 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零としております。 | | | | | | |

④ 引当金の計上基準

- | | |
|------------|--|
| ①貸倒引当金 | 売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ②賞与引当金 | 従業員の賞与の支給に備えるため、翌事業年度の支給見込額のうち、当事業年度の負担すべき金額を計上しております。 |
| ③店舗閉鎖損失引当金 | 店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、当該店舗の閉鎖時に発生すると見込まれる損失額を計上しております。 |
| ④退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 |

- ⑤役員退職慰労 引当金 従業員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5 重要なヘッジ会計の方法

- ①ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、適用要件を満たすため、特例処理を採用しております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…変動金利借入金
- ③ヘッジ方針 当社の社内規程に基づき、将来の金利変動リスク回避のために行っております。
- ④ヘッジ有効性評価の方法 金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

6 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2 貸借対照表に関する注記

1 担保に供している資産

		左記に対応する債務	
建物	271百万円	1年内返済予定の長期借入金	240百万円
土地	805百万円	長期借入金	115百万円
計	1,076百万円	計	355百万円

2 有形固定資産の減価償却累計額

15,257百万円

3 損益計算書に関する注記

1 関係会社との取引高

営業取引以外の取引高 4百万円

2 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
店舗	建物等	Seria阪急オアシス伊丹西台店(兵庫県伊丹市)他33店舗

当社は、原則として各店舗を基本単位としてグルーピングしております。営業活動による損益が継続してマイナスとなる店舗について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額90百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は建物82百万円、構築物1百万円、工具、器具及び備品0百万円、長期前払費用5百万円であります。なお、当該資産の回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを10%で割引いて算出しております。

4 株主資本等変動計算書に関する注記

① 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	37,920,000株	－株	－株	37,920,000株

② 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	121株	－株	－株	121株

③ 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	947	25	平成27年 3月31日	平成27年 6月25日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

(予定)

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月23日 定時株主総会	普通株式	1,137	30	平成28年 3月31日	平成28年 6月24日

(注) 配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

5 税効果会計に関する注記

① 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

未払事業税	169百万円
貸倒引当金	46百万円
賞与引当金	174百万円
店舗閉鎖損失引当金	2百万円
退職給付引当金	56百万円
役員退職慰労引当金	45百万円
資産除去債務	420百万円
たな卸資産	15百万円
減損損失	47百万円
その他	84百万円
繰延税金資産小計	1,064百万円
評価性引当額	△118百万円
繰延税金資産合計	946百万円

繰延税金負債

建物(資産除去債務)	184百万円
その他	52百万円
繰延税金負債合計	236百万円
繰延税金資産の純額	709百万円

② 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.2%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、29.9%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は34百万円減少し、法人税等調整額が34百万円、その他有価証券評価差額金が0百万円、それぞれ増加しております。

6 金融商品に関する注記

① 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。資金調達については、銀行等金融機関からの借入に限定しております。

売掛金はFC契約先及び卸売先に対する営業債権であります。売掛金に関しては、販売管理規程に基づき、与信限度額設定や与信情報管理を行い問題債権への対応を行っております。投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

買掛金は、商品の仕入先に対する営業債務であります。借入金は、金融機関からの借入期間が1年以上の金融債務であります。なお、一部の変動金利の借入については、金利スワップ取引を行うことにより金利リスクを回避しております。

デリバティブ取引は、金利スワップ取引であります。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、行っております。

② 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日(当事業年度末)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
(1)現金及び預金	21,487	21,487	－
(2)売掛金	312	312	－
(3)預け金	3,437	3,437	－
(4)投資有価証券 その他有価証券	155	155	－
(5)敷金及び保証金	8,477	8,420	△57
(6)買掛金	(7,210)	(7,210)	－
(7)1年内返済予定の長期借入金	(433)	(433)	－
(8)リース債務(流動)	(647)	(647)	－
(9)未払金	(936)	(936)	－
(10)未払消費税等	(491)	(491)	－
(11)未払法人税等	(2,498)	(2,498)	－
(12)長期借入金	(460)	(459)	0
(13)リース債務(固定)	(1,672)	(1,663)	9
(14)デリバティブ取引	－	－	－

(※)負債に計上されているものについては、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、(2)売掛金及び(3)預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 敷金及び保証金

各契約ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債等の利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値に、信用リスクを加味したものを時価としております。

(6) 買掛金、(7) 1年内返済予定の長期借入金、(8) リース債務(流動)、(9) 未払金、(10) 未払消費税等及び(11) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(12) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利の借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされている借入については(下記(14)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(13) リース債務(固定)

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(14) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(12)参照)。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額5百万円)については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

7 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額 1,061円03銭
- ② 1株当たり当期純利益 209円70銭

8 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 本計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率表示については、表示未満を四捨五入しております。

監査報告書

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

株式会社セリア
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渋谷英司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三浦宏和 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セリアの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月17日

株式会社セリア 監査役会

常勤監査役	中 村 昇 ㊟
社外監査役	鈴 木 祐 人 ㊟
社外監査役	片 岡 憲 明 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、企業体質の強化と今後の事業展開を勘案するとともに、内部留保に意を用いることとし、期末配当金につきましては、当期の業績及び諸般の事情を勘案し、1株につき30円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円 総額1,137,596,370円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1 提案の理由

- ① 監査役会設置会社から、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下、「改正会社法」といいます。)により創設された監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む)に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図りたく、定款を変更するものであります。
- ② 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約の締結を可能にし、今後も継続的に取締役として有用な人材の招聘を行い、その期待される役割を十分に発揮できるよう定款を変更するものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。
- ③ その他、上記各変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

本議案に係る決議の効力は、本株主総会終結の時をもって発生するものといたします。

2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条から第3条 (条文省略)	第1条から第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. 監査役	2. <u>監査等委員会</u>
3. 監査役会	(削 除)
4. <u>会計監査人</u>	3. <u>会計監査人</u>
第5条から第16条 (条文省略)	第5条から第16条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(員数)	(員数)
第17条 当社の取締役は、10名以内とする。	第17条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、10名以内とする。
(新 設)	2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第18条 取締役は、株主総会において選任する。	第18条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 (条文省略)	3 (現行どおり)

現 行 定 款

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(新 設)

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(新 設)

第21条 (条文省略)

変 更 案

(任期)

第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第21条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第22条 (現行どおり)

現 行 定 款

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第23条から第24条 (条文省略)

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(新 設)

変 更 案

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第24条から第25条 (現行どおり)

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現 行 定 款

第5章 監査役及び監査役会

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(員数)

第26条 当社の監査役は4名以内とする。

(選任方法)

第27条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

変 更 案

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第28条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規程)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(削 除)

(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) <u>第28条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削 除)
<p>(常勤の監査役) <u>第29条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の招集通知) <u>第30条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削 除)
<p>(監査役会規程) <u>第31条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削 除)
<p>(報酬等) <u>第32条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削 除)
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p><u>第33条</u>から<u>第36条</u> (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p><u>第31条</u>から<u>第34条</u> (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)4名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員であるものを除く。)4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者は、次のとおりであります。

候補者番号
1
再任

かわ い えい じ
河合 映治 (昭和42年9月7日生)

● 所有する当社の株式の数
252,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成 2年 4月 株式会社大垣共立銀行入行
平成12年10月 同行審査部調査役
平成15年 5月 当社顧問
平成15年 6月 当社常務取締役
平成17年 3月 当社経営企画室長
平成26年 6月 当社代表取締役社長(現任)

取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者とした理由等

入社以来、現在の経営基盤である発注支援システムの構築、および常務取締役として経営全般に深く携わり、当社ビジネスモデルの転換を主導した後、平成26年から代表取締役社長を務めております。当社事業に深く精通し、かつ経営に必要な能力、知見を有していることから、引き続き取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者となりました。なお、当候補者は、当社の取締役候補者選出基準を満たしております。

候補者番号
2
再任

いわ ま やすし
岩間 靖 (昭和43年5月2日生)

● 所有する当社の株式の数
120,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成 5年 4月 当社入社
平成13年 4月 当社業務部長
平成13年 6月 当社取締役
平成24年 6月 当社常務取締役(現任)
平成25年 2月 当社営業部長(現任)

取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者とした理由等

入社以来、社内のシステム基盤を構築した後、「Color the days」に象徴される当社のブランディング戦略を推進し、現在は常務取締役(営業部長委嘱)として、その拡充とともに店舗運営含めた営業戦略全般を主導しております。当社の経営、業務執行に必要な能力、知見を有していることから、引き続き取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者となりました。なお、当候補者は、当社の取締役候補者選出基準を満たしております。

候補者番号
3
再任

た なか まさ ひろ
田中 正弘 (昭和32年3月13日生)

● 所有する当社の株式の数
29,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成13年 5月 当社入社
平成16年 4月 当社商品副部長
平成21年10月 当社商品部長(現任)
平成24年 6月 当社取締役(現任)

取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者とした理由等

入社以来、データ分析に基づくマーチャングデザインを確立し、現在はそれをもとに、取締役商品部長として、取引先との協業のもと、当社独自のサプライチェーン構築を主導しております。当社の経営、業務執行に必要な能力、知見を有していることから、引き続き取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者となりました。なお、当候補者は、当社の取締役候補者選出基準を満たしております。

候補者番号
4
再任

こばやし まさ のり
小林 正典 (昭和50年8月13日生)

● 所有する当社の株式の数
1,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成17年12月 当社入社
平成25年10月 当社経営企画室長(現任)
平成26年 6月 当社取締役(現任)

取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者とした理由等

入社以来、内部統制システム・基幹システムの構築等、全社的な業務の効率化と再構築の推進を担い、現在は、取締役経営企画室長として、現ビジネスモデルをより精緻にすべく、経営管理全般とその強化を主導しております。当社の経営、業務執行に必要な能力、知見を有していることから、引き続き取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者となりました。なお、当候補者は、当社の取締役候補者選出基準を満たしております。

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号
1
新任

なか むら のぼる
中村 昇 (昭和32年8月25日生)

● 所有する当社の株式の数
142,900株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成 2年 5月 当社入社
平成15年 4月 当社営業部長
平成16年 4月 当社東海北陸営業所長
平成24年 5月 当社愛知営業所長兼中部営業所長
平成24年 6月 当社常勤監査役(現任)

監査等委員である取締役候補者とした理由等

入社以来、店舗運営・教育等に従事し、現在は、常勤監査役を務めております。豊富な業務経験をもとに当社事業に精通し、かつ深い見識を有していることから、監査等委員会への円滑な移行にあたり、その一員として適任であると判断し、新たに監査等委員である取締役候補者となりました。なお、当候補者は、当社の取締役候補者選出基準も満たしております。

候補者番号
2
新任

すず き ひろ と
鈴木 祐人 (昭和42年9月10日生)

● 所有する当社の株式の数
一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成 8年 4月 中島会計事務所
(現税理士法人おおがき会計) 入所
平成17年10月 社員税理士(現在)
平成24年 6月 当社監査役(現在)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由等

現在、社外監査役を務めており、税理士としての知識と経験をもとに当社経営に有益な助言をいただいております。今後、当社業務への深い理解のもと、客観的、中立的立場から業務執行の妥当性を監督いただけると判断し、新たに監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、当候補者は、当社の取締役候補者選出基準も満たしております。

候補者
3
新任

かた おか のり あき
片岡 憲明 (昭和52年3月21日生)

● 所有する当社の株式の数
一株

経歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成15年10月 弁護士登録(愛知県弁護士会)
寺澤総合法律事務所入所
平成19年10月 片岡法律事務所入所(現任)
平成24年6月 当社監査役(現任)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由等

現在、社外監査役を務めており、弁護士としての知識と経験をもとに当社経営に有益な助言をいただいております。今後、当社業務への深い理解のもと、客観的、中立的立場から業務執行の妥当性を監督いただけると判断し、新たに監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、当候補者は、当社の取締役候補者選出基準も満たしております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鈴木祐人氏及び片岡憲明氏は社外取締役候補であります。
3. 鈴木祐人氏及び片岡憲明氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。
4. 鈴木祐人氏及び片岡憲明氏は現在当社の社外監査役であり、監査役としての在任期間は、本総会最終の時をもって4年となります。
5. 当社は「第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件に、中村 昇氏、鈴木祐人氏及び片岡憲明氏が選任された際には、各氏との間で会社法423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法定の定める最低責任限度額となります。

第5号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額を、平成13年6月28日開催の第14期定時株主総会で決議いただいた取締役の額と同額である年額300,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、各取締役(監査等委員であるものを除く。)に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

現在の取締役は4名ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員であるものを除く。)は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を年額30,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議にご一任いただきたいと存じます。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名(うち社外取締役2名)となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

■ ディスクロージャー優良企業に選定 2年連続1位

セリアは、公益社団法人日本証券アナリスト協会による「証券アナリストによるディスクロージャー優良企業選定」(平成27年度)において、新興市場銘柄部門の第1位に2年連続選定されました。

評価項目のうち「説明会、インタビュー、説明資料等における開示」と「コーポレート・ガバナンスに関連する情報の開示」の2項目において第1位という高い評価をいただきました。

ディスクロージャー
新興市場銘柄
2015年度 優良企業



公益社団法人
SAAJ 日本証券アナリスト協会
The Securities Analysts Association of Japan

<新興市場銘柄 評価結果>

1位 セリア **2年連続!**

2位 ピーシーデポコーポレーション

3位 フジオフードシステム

順位	評価項目 評価対象企業	総合評価 (100点)	1. 経営陣のIR姿勢、 IR部門の機能、 IRの基本スタンス (配点35点)		2. 説明会、インタビュー、 説明資料等における開示 (配点30点)		3. フェア・ ディスクロージャー (配点15点)		4. コーポレート・ ガバナンスに関連する 情報の開示 (配点20点)	
			評価点	順位	評価点	順位	評価点	順位	評価点	順位
1	セリア	80.7	29.8	2	23.9	1	12.1	4	14.9	1

出典元：公益社団法人日本証券アナリスト協会 証券アナリストによるディスクロージャー優良企業選定 (平成27年度)

〈証券アナリストによるディスクロージャー優良企業選定〉

本選定は、企業情報開示の促進・向上を目的に平成7年度に開始され、今回21回目を迎える表彰制度です。各業種の証券アナリストが、「経営陣のIR姿勢、IR部門の機能、IRの基本スタンス」、「説明会、インタビュー、説明資料等における開示」、「フェア・ディスクロージャー」、「コーポレートガバナンスに関連する情報の開示」、「各業種の状況に即した自主的な情報開示」等の項目について評価し、優良企業を選定します。

顧客満足度調査 4年連続第1位を獲得

サービス産業生産性協議会(代表幹事 秋草直之様 富士通(株)顧問)は2015年12月16日にJCSI(日本版顧客満足度指数)2015年度第5回調査結果を発表され、セリアが「生活用品店/ホームセンター」部門において顧客満足と知覚価値の2指標で4年連続第1位を獲得いたしました。

今回のお客様からの評価を励みに、今後もより一層お客様にご満足いただける商品開発・サービスの向上に努めてまいります。

4年連続で「顧客満足度」、「知覚価値」の第1位を獲得!!



利用した後の満足度



価格への納得感



〈JCSI(日本版顧客満足度指数)〉

JCSIは日本最大級の顧客満足度調査で、①顧客期待(利用前の期待・予想)、②知覚品質(利用した際の品質評価)、③知覚価値(価格への納得感)、④顧客満足、⑤推奨意向(他者への推奨)、⑥ロイヤルティ(継続的な利用意向)の6つの指数により、各業種・業態、各企業・ブランドのサービスを多面的に評価できる診断システムです。

WEB企画「セリアde川柳 2015」グランプリ発表

5回目の開催となる川柳投稿企画「セリアde川柳2015」をホームページにおいて開催し、たくさんのご応募をお寄せいただきました。(開催期間:2015年11月2日~12月17日)

お客様からのご応募は昨年の13,304作品を上回り、14,407作品にも上りました。この中から35作品をグランプリ候補として選出し、5作品をグランプリ作品として1月29日に店頭とホームページにて発表いたしました。



セリアde川柳 2015 グランプリ作品

グランプリ	グランプリ	グランプリ	グランプリ	グランプリ
みなセリア風塩系	来るセリア	大はしやぎ	続けられ	どこいった
ブルックリン	今は子連れ	友がセリアで	ウォーキングから	決めたルールは
母と来た		外国の		五個までと
しゅえっと様	はるるん様	犬助様	かきくけ子様	炙り中トロ様

店舗網の拡大に伴い、物流拠点を新設

従来の愛知県小牧市と三重県四日市市の物流拠点に加え、3番目の拠点を2016年2月、広島県福山市に新設いたしました。セリアとして初めて配送エリアを地域分割し、店舗網が拡大する中、より低コストで効率的に配送できるよう、環境を整備いたしました。

③ 福山港物流センター(広島県)
2016年2月~

3番目の物流拠点を
広島県福山市に新設



①小牧物流センター(愛知県)
2000年4月~

②四日市物流センター(三重県)
2010年8月~

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。
是非とも議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の2つの方法がございます。



株主総会へ 出席する場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、
会場受付にご提出ください。



議決権行使書用紙を 郵送する場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、
平成28年6月22日(水曜日)午後6時までに到着
するようご返送ください。

ホームページのご案内



■ 当社IR情報アドレス

<http://www.seria-group.com/corporate/ir>

当社のホームページでは、企業情報などに関する詳しい情報をご覧いただけます。IR情報(投資家様向け情報)にも、ダイレクトでアクセスできますので、こちらもどうぞご利用ください。

株主メモ

- 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会 毎年6月
- 基準日 毎年3月31日
その他必要があるときは、あらかじめ公告いたします。
- 公告の方法 電子公告
ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載いたします。
電子公告のホームページアドレス
http://www.seria-group.com
- 株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
- 特別口座の
口座管理機関 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
- 郵便物送付先 〒168-0063
東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先) 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
取次事務は、三井住友信託銀行株式会社の本店及び全国各支店で行っております。

住所変更のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。

なお証券会社に口座がないため特別口座が開設された株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

未配当金のお支払いについて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

「配当金計算書」について

配当金支払いの際送付している「配当金計算書」は租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。ただし、株式数比例配分方式をご選択いただいている株主様につきましては、源泉徴収額の計算は証券会社等にて行われます。確定申告を行う際の添付資料につきましては、お取引先の証券会社にてご確認をお願いします。なお、配当金領収証にて配当金をお受け取りの株主様につきましても、配当支払いの都度「配当金計算書」を同封させていただいております。

※確定申告をなされる株主様は、大切に保管ください。

株主総会 会場ご案内図

開催日時 平成28年6月23日(木曜日)午前10時

開催場所 当社本店 東棟2階大会議室 岐阜県大垣市外濑2丁目38番地



交通のご案内

- JR大垣駅より名阪近鉄バスで20分「問屋町」下車
- JR大垣駅よりタクシーで15分
- 名神高速道路大垣ICより車で3分

Seria

株式会社セリア

UD
FONT



この印刷物を作製する際に排出されるCO₂ 1372.5kg (1冊あたり412.2g) は、経済産業省にて認証された国内クレジット(岐阜県産)を活用してカーボンオフセットしています。地球温暖化防止に貢献すると共に地域振興にも協力しています。